

## 石岡市木の住まい助成事業補助金の交付申請 チェックリスト

- この事業は、市民及び市外転入者 \*1 が市内において自ら居住する木造住宅 \*2（在来工法 \*3）を建築する場合、その建築費用の一部を補助金として交付することができる事業です。
- 補助を受けるには、以下に示す1及び2の要件のどちらにも該当する必要があります。
- 申請書は、申請年度における1月31日までの工事着工前に、関係書類を添えて提出する必要があります。

1. 次に掲げる要件のいずれにも該当する者が補助対象者となります。

**【補助対象者】第3条**

**【補助金の交付申請】第6条（添付書類）**

審査	要件	要件確認のための資料
	①申請日現在において、申請者及び当該世帯に属する者が市区町村税を滞納していないこと	<input type="checkbox"/> (2)申請日において発行可能とされる世帯員全員の市区町村税の納税証明書
	②石岡市住まいづくり推進事業及び住宅に係る補助事業を利用しないこと	<input type="checkbox"/> 建設業者や設計業者等への確認
	③市内に本社又は本店を有する事業者と工事請負契約、工事設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約を締結して住宅を建築すること	<input type="checkbox"/> (5)工事請負契約書及び工事内訳書並びに建設業の許可証の写し <input type="checkbox"/> (6)工事設計業務委託契約書及び工事監理業務委託契約書並びに建築士事務所登録証の写し
	④市外転入者が申請する場合は、申請日現在において当該申請者と同一の世帯に中学生以下の子が属していること又は申請者が満20歳以上満45歳以下であること。	<input type="checkbox"/> (1)世帯員全員の住民票

2. 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅が補助対象住宅となります。

**【補助対象住宅】第4条**

**【補助金の交付申請】第6条（添付書類）**

審査	要件	要件確認のための資料
	①在来工法により建築するものであること	<input type="checkbox"/> (3)建築基準法に規定する確認済証の写し <input type="checkbox"/> (4)居住部分の面積が明らかになる図面及び計算書 <input type="checkbox"/> (7)工事着工前の全景写真 <input type="checkbox"/> (9)その他市長が必要と認める書類
	②建築する延べ床面積が70平方メートル以上であること	
	③建築基準法に規定する確認済証が交付されるものであること	
	④建築基準法に規定する検査済証が交付されるものであること	

- \*1 **市外転入者とは**、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者以外の者で、市内に転入し定住する者をいう。
- \*2 **住宅とは**、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅（兼用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸等営利を目的とするものは除く。
- \*3 **在来工法とは**、構造耐力上主要な部分である土台、柱、壁、小屋組、横架材等に木材を用いた木造軸組工法をいう。

### 3. 補助金の額の算定

#### 【補助金の額等】第5条

①住宅の建築に要する額  円 の10%以内の額  円 であ

り、かつ、50万円を限度とする。

※ この額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額

※ 建築場所が中心市街地の場合は上記算定額に10万円上乗せをした額

②兼用住宅の建築による補助金の額は、居住の用に供する部分の床面積  m<sup>2</sup> を兼用住宅の

床面積  m<sup>2</sup> で除した数  に、当該工事に要する費用の額  円 を

乗じて得た額  円 の10%以内の額  円 であり、かつ、50万円を

限度とする。

※ この額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額

確認及び算定のための資料	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> (3) 建築基準法に規定する確認済証の写し</li><li><input type="checkbox"/> (4) 居住部分の面積が明らかになる図面及び計算書</li><li><input type="checkbox"/> (5) 工事請負契約書及び工事内訳書並びに建設業の許可証の写し</li><li><input type="checkbox"/> (6) 工事設計業務委託契約書及び工事監理業務委託契約書並びに建築士事務所登録証の写し</li><li><input type="checkbox"/> (9) その他市長が必要と認める書類</li></ul>
--------------	---

③補助金の交付は、補助対象住宅を建築する補助対象者に対して1回に限るものとする。